

平成 16 年 1 月 28 日

各 位

不動産投信発行者名

日本プライムリアルティ投資法人

代表者名 執行役員 金子 博 人

(コード番号 8 9 5 5)

問合せ先

株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント

取締役財務部長 真 木 剛

TEL. 03-3516-1591

投資法人債の発行に関するお知らせ

本投資法人は、平成 16 年 1 月 28 日開催の役員会において、投資法人債の発行に関し下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 投資法人債の名称

日本プライムリアルティ投資法人第 1 回無担保投資法人債
(投資法人債間限定同順位特約付) (少人数私募及び適格機関投資家転売制限付)
(以下、「第 1 回投資法人債」と表記)

日本プライムリアルティ投資法人第 2 回無担保投資法人債
(投資法人債間限定同順位特約付) (少人数私募及び適格機関投資家転売制限付)
(以下、「第 2 回投資法人債」と表記)

日本プライムリアルティ投資法人第 3 回無担保投資法人債
(投資法人債間限定同順位特約付) (少人数私募及び適格機関投資家転売制限付)
(以下、「第 3 回投資法人債」と表記)

以下、第 1 回投資法人債、第 2 回投資法人債及び第 3 回投資法人債を総称して「本投資法人債」と表記します。

2. 投資法人債の総額

第 1 回投資法人債、第 2 回投資法人債及び第 3 回投資法人債のそれぞれについて、未定。
但し、第 1 回投資法人債、第 2 回投資法人債及び第 3 回投資法人債それぞれの額を合計した総額は、250 億円を超えない。

投資法人債の総額は、決定した時点でお知らせいたします。

3. 発行価額

第 1 回投資法人債、第 2 回投資法人債及び第 3 回投資法人債のそれぞれについて、額面 100 円につき金 100 円。

4. 償還価額
第1回投資法人債、第2回投資法人債及び第3回投資法人債のそれぞれについて、額面100円につき金100円。
5. 利率
第1回投資法人債、第2回投資法人債及び第3回投資法人債のそれぞれについて、未定。

利率は、決定した時点でお知らせいたします。
6. 各投資法人債の金額
第1回投資法人債、第2回投資法人債及び第3回投資法人債のそれぞれについて、金1億円の1種とし、当該単位未満に分割できないものとし、かつ併合はしない。
7. 募集方法
私募（少人数私募及び適格機関投資家転売制限付）
8. 申込期日
第1回投資法人債、第2回投資法人債及び第3回投資法人債のそれぞれについて、未定。

申込期日は、決定した時点でお知らせいたします。
9. 払込期日
第1回投資法人債、第2回投資法人債及び第3回投資法人債のそれぞれについて、未定。

払込期日は、決定した時点でお知らせいたします。
10. 担保
本投資法人債には物上担保及び保証は付されておらず、また本投資法人債のために特に留保されている資産はない。
11. 償還期限及び償還方法
第1回投資法人債、第2回投資法人債及び第3回投資法人債のそれぞれの総額の償還期限について、未定。なお、本投資法人による本投資法人債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。

償還期限は、決定した時点でお知らせいたします。
12. 利払期日
第1回投資法人債、第2回投資法人債及び第3回投資法人債のそれぞれについて、未定。

利払期日は、決定した時点でお知らせいたします。
13. 財務上の特約
第1回投資法人債、第2回投資法人債及び第3回投資法人債のそれぞれについて、「担保提供制限条項」、「留保資産提供制限条項」、「財務制限条項」が付されている。

14. 取得格付

第1回投資法人債、第2回投資法人債及び第3回投資法人債のそれぞれについて、未定。

取得格付は、決定した時点でお知らせいたします。

15. 投資法人債管理会社

第1回投資法人債、第2回投資法人債及び第3回投資法人債のそれぞれについて、みずほ信託銀行株式会社。

16. 私募の取扱者

第1回投資法人債、第2回投資法人債及び第3回投資法人債のそれぞれについて、メリルリンチ日本証券株式会社、みずほ証券株式会社及びしんきん証券株式会社。

17. 資金使途

本投資法人の既存借入金の返済及び資産の取得資金に充当予定。

以上

本資料は、兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会に配布しております。